

産業競争力強化法案に対する修正案要綱

一 国の責務の追加

国の責務として、国は、規制の見直しを行うに当たっては、産業競争力の強化を阻害することのないよう配慮しなければならないことを追加すること。
(第四条関係)

二 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等に関する規定の削除

1 規制の特例措置に関する規定を削除すること。
(第八条、第十二条及び第十四条関係)

2 解釈及び適用の確認に関する規定を削除すること。
(第九条関係)

三 見直しに関する規定の追加

1 政府は、この法律の施行後三月以内に、株式会社に対外取締役の選任を義務付けることについて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後一年以内に、株式会社の業務の適正を確保するための体制の強化に係る方策（１に規定するものを除く。）及び雇用に関する規制の緩和について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。